

今、伝えたいこと ～ 建設業界の未来に向けて ～

年明けから寒暖差の厳しい日が続きましたが、最近はずっと春らしくなってきました。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。昨年末から年始にかけてインフルエンザや新型コロナの感染者数が増加し気になるところでしたが、私はどちらにも罹ることなく業務に専心努力いたしております！

さて、日本は1990年代から少子化の一途を辿り、2035年には18歳人口が100万人を割ると予測されています。建設業界も高齢化と人手不足が深刻化しており、弊社でもテレワークや時短勤務など多様な働き方を提案・導入していますが、依然として課題は多く、DX化による業務改善を進めています。

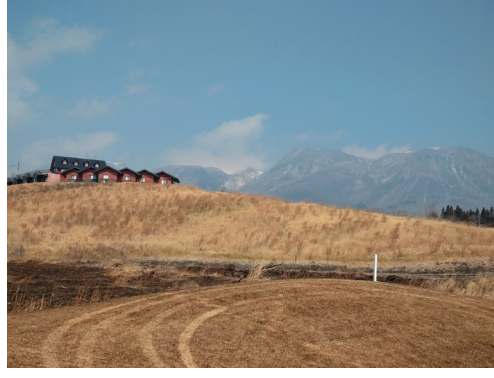
近年、建設業界ではIT化が加速し、建築を学ぶ学生の多くが3Dモデルを基に設計や検討を進めるBIMを用いた設計を学んでいます。弊社ではBIMツールの1つであるRevitというソフトを活用しています。

BIMの最大の魅力は、データの一元管理です。Revitは意匠・構造・設備設計の各分野に対応し、複数人で同じBIMモデルを共有可能です。また、変更箇所がリアルタイムで反映され、整合性の高い設計が実現できます。さらに、Revitプラグインの活用や解析ツールとの連携で業務の自動化と効率化を図っています。

現在、弊社では4物件をRevitでモデリングし、AutoCADやJW-CADで加筆して図面を作成しています。BIMを最大限に活用するには、データ基盤の構築が不可欠です。ソフト間のデータ変換など課題はありますが、今後はプログラミングスキルを持つ人材の需要が高まり、BIMオペレーターやデジタル技術に精通した技術者の育成が重要となるでしょう。一方で、詳細な部分では人の判断が必要であり、デジタルとアナログの共存も求められます。

さらに、AIを活用した図面の整合性チェックや設計サポートが進んでおり、建築設計の効率化と品質向上が期待されています。こうした技術革新に対応し、業務へ柔軟に取り入れることが不可欠です。弊社としても、今後も最新技術を積極的に活用し、より効率的で持続可能な建築設計を目指してまいります。

(代表取締役 岩本 茂美)



★久住連山★

ゴルフ場から TAO の里グランディオーゾ が見えました！

岩本 茂美 (いわもと しげみ) 株式会社傳設計 代表取締役

《最近のこと》

ようやく暖かくなってきました。ゴルフのシーズン到来です！ 冬の間のトレーニングの成果を思う存分発揮しなければ！と気合十分。皆さま、気分転換に如何でしょうか？ お気軽にお声掛けください！！



★BCPの一環として災害時の安否確認方法を見直しました★



会社は、業務中に災害が発生した時に社員の安全確保が重要と考えます。そのためには社員の状況を確認し、安全について共有することが大切です。弊社では災害時の緊急連絡としてメールを活用しています。今までは会社から社員に向けての指示・連絡しかできず、社員は会社への連絡ができない状況でした。個人個人で会社、あるいは社長・上長の連絡先を把握している人もいますが、災害時の安否確認の運用方法を定めていなかったため、社員の安否や状況など必要な情報を正確に把握できない可能性がありました。

このような状況の中、昨年宮崎県で大きな地震があり、過去には熊本地震や西方沖地震など、九州でも大きな地震が発生していることもあったため、安否確認方法を見直し、運用方法を定めました。

安否確認システムやGoogleフォームを活用したやり方などいろいろと検討した結果、これまでと同様メールで行うことにしたのですが、社員からも連絡できるよう改善し、安否確認を実施する災害の程度や確認事項等を定めました。災害時に社員の安否やその時の状況を会社が把握することは大切ですが、会社も社員もいかに手間をかけることなく安否確認・報告できるか、また、社員のプライバシー情報をどのように守るのか、その辺のバランスを考えるのが大変でした。

これから年に2回安否確認の訓練を実施し、不具合があれば都度改善していく予定です。「自分の身は自分で守る」ということも社員と共有していくことが大切だと考えます。安否確認を行う日が来ないことを祈るばかりですが、いざという時にスムーズにできるようにしていきたいと思います。

(服部)

★2025年4月(予定)から4号特例が変わります★

2025年の建築基準法改正の背景

建築物省エネ法(令和4年6月17日公布)の改正により、原則として、住宅を含むすべての建築物について、省エネ基準への適合が義務付けられます。これに伴い、建築確認・検査対象の見直しや審査省略制度(いわゆる「4号特例」)の縮小が行われます。

2025年の建築基準法の改正で8項目が変更されますが、今回は「4号特例」について取り上げます。

「審査省略制度(いわゆる「4号特例」)」とは

建築基準法第6条の4に基づき、建築確認の対象となる木造住宅等の小規模建築物(建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物)において、建築士が設計を行う場合には、構造関係規定等の審査が省略される制度です。

見直しポイント①

「建築確認・検査」「審査省略制度」の対象範囲が変わります

4号建築物が廃止され、新2号建

築物、新3号建築物に変更される予定です。新2号建築物、新3号建築物の定義は、以下の通りです。

・新2号建築物:「木造2階建て」または「木造平家建て」「延べ面積200平方メートルを超えるもの」(審査省略制度の対象外)

・新3号建築物:「木造平家建て」かつ「延べ面積200平方メートル以下」(審査省略制度の対象)

上記の建築物を建築する場合、建築確認と検査が必須です。新2号建築物はすべての地域で必要となり、新3号建築物は都市計画区域内の場合に必要となります。

見直しポイント②

確認申請の際に構造・省エネ関連の図書の提出が必要になります

・新2号建築物:「確認申請書・図書」+「構造関係規定等の図書」(新たに提出必要)+「省エネ関連の図書」(新たに提出必要)

・新3号建築物:「確認申請書・図書」(現行と同様に一部図書省略を継続)

今後、建築基準法施工規則にお

いて、申請に必要な図書の種類と明示すべき事項が規定されます。

特例が縮小されることで審査の対象となる建物が増え、確認や申請の手続きに時間と費用がかかるようになります。また、構造計算が必要になったり作成する設計図書が増えたりするため、建築に必要な工期も長くなることが想定されます。もちろん、4号特例の変更による影響はデメリットではありません。建物の省エネ性能の向上・耐震性能の向上や、構造の安全性が客観的な書類として保存されるため、安心・安全な建物のストック・流通に寄与するものとして期待できます。

設計者として、こういった法改正に適切に対応するとともに、申請の手続きに時間がかかることを見越して、早め早めの準備を行っていきます。



(今井)

NEW&HOT

設計業務 TOPIX

傳設計に入社してから早くも1年が経過しようとしています。学生から社会人となり、ビジネスマナーや業務面などにかく知識不足であることを実感しています。

入社してからは、BIMソフトのRevitの基本操作を修得しました。3DCADは学生時代に少し触れた程度でしたが、業務においては非常に画期的なものだと感じました。Revitの操作が慣れ始めた頃には、共同住宅の外観及びエントランス部分のイメージパースの作成をしました。先輩が作成したデザインをパースに落とし込む作業でしたが、デザインの



意図を理解できていなかったり、操作で困惑したりと、苦戦しながらも先輩方に教えて頂きなんとか作成することが出来ました。イメージパースの作成でも、陰影のつけ方やパースの見せ方など様々な要因で苦戦しました。また、同物件で確認申請前の条例の届出等で役所協議に行きました。条例の届出は多種多様にあり、足りない知識を補いながら協議を進めていたので、時間をかなり使ったのを覚えています。

その他の業務としては、定期報告調査や弊社ビルの補助金申請に向けたBELS申請業務、先輩方の業務の補助をしました。

定期報告調査の業務は法的な内容は然り、建物や設備の劣化状態などを調査し、行政へと報告する事を主としていますが、最初は図面上で自分の位置を把握できておらず、同行した先輩が発見した報告箇所に対してメモをとり、現場写真を撮影

するので精一杯でした。その後は、数回の調査を経て、自主的に報告箇所に気づけるようになりました。定期報告調査では、竣工して一定期間後に調査する事になるので、建物の構造や仕上、法規関係やプラン等多くの情報を目にする事ができるので勉強の機会にも最適でした。先輩の業務の補助では、作図作業で図面の表現や納まりなど、理解できない部分が多々ありましたが、過去物件を見て参考になる資料を探したり、先輩方に聞いたりしながら多くを学ぶことが出来ました。

入社してから様々な業務に携わり、日々何かに躓いていますが、自分の糧になっていると感じる場面が多いです。今はまだ、ビジネスマナーや建築的な知識等、未熟な部分が多々ありますが、経験を積み重ねながら信頼されるような仕事を出来るように日々精進していこうと思います。

(吉村)

★1年間の業務★



「想い・安全・未来をカタチに」
株式会社 傳設計
DEN ARCH.& ENG.OFFICE

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴1-6-13 舞鶴DSビル
TEL: 092-737-1500 (代表) / FAX: 092-737-1501
URL: <https://www.dens.co.jp/>
E-mail: dens@dens.co.jp

